

基本目標 2

廃棄物ゼロ(ゼロエミッション)を目指す循環型社会の推進 (資源循環)



❖ 現状と課題

宇治市の住民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、近年横ばいの傾向にあり、またリサイクル率は減少傾向にあります。

市では、2019（平成 31）年 3 月に「宇治市第 3 次ごみ処理基本計画」を策定し、目標年度である 2028（令和 10）年度に、住民 1 人あたりのごみ排出量（家庭系）を基準年度である 2017（平成 29）年度比で 8%削減（400g/人・日）、リサイクル率を 25%とする目標を掲げ、ごみの減量化やリサイクルの推進に係る取組を進めています。

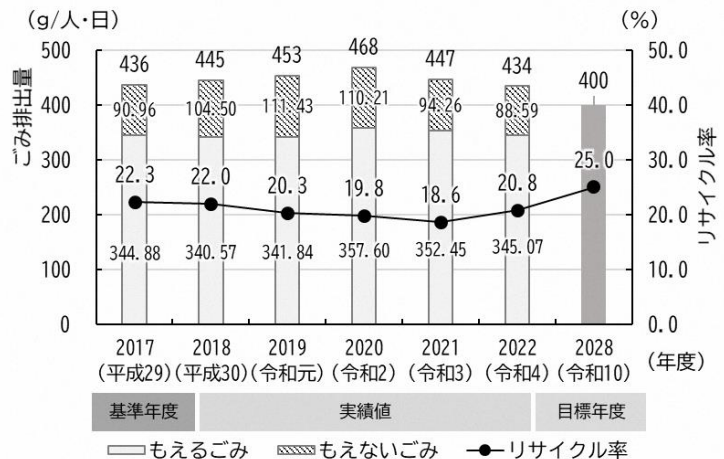


図 4-5 【1 人 1 日あたりのごみ排出量（家庭系）】

2022（令和 4）年度における 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 434 g であり、基準年度比で 0.5%減少しています。また、2022（令和 4）年度におけるリサイクル率は 20.8%であり、1.5 ポイント減少しています（図 4-5）。

目標達成のためには市民一人ひとりが意欲的にごみの削減、リサイクルを行うことが必要であり、市民の意欲を支えられるような施策を行う必要があります。

❖ 基本的な考え方

現在の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来へと引き継ぐ義務があります。

私たち一人ひとりが「自分ごと」として捉え、地球環境への負荷を低減するために、モノを大切にすることを育み、循環型社会*の形成に向けて取組を進めなければなりません。

宇治市では、ごみ処理基本計画において、「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」を基本理念として、「市民、事業者、行政の連携・協働による 3R*の推進」「効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築」「ごみの適正処理の推進」の 3 つの方針に基づき、ごみ減量化に向けての取組を進めています。

今後も、ごみ減量の有効な手法のひとつであるごみ袋の有料化を様々な角度から検討することや、これまで行ってきた資源ごみの拠点回収事業や海外リユース事業、制服リユース事業などの様々な取組を通じて、限りある資源の有効利用を図り、ごみを減量化し、最終処分場の延命化を行うとともに、環境への負荷

の少ない循環型社会の構築を目指します。

❖ 今後の方向性

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される健全な物質循環を阻害するほか、気候変動*問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性*の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうしたこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、企業間の競争条件への影響も踏まえ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方が強調されている「循環経済（サーキュラーエコノミー*）」の取組は、気候変動対策、生物多様性の保全と並んで、行動を強化すべき分野として位置づけられるなど、国際社会共通の課題となっています。

2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画*」において、地球温暖化対策の基本的考え方の1つとして3R* + Renewableをはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行を大胆に実行する旨が明記されました。ライフサイクル全体での資源循環に基づく脱炭素化の取組を、官民が一体となって推進していくことが求められています。

【コラム】国際フェアトレード認証ラベル

「フェアトレード」は、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」で、SDGsが掲げる17の目標のほぼすべてに関係しています。

国際フェアトレード認証ラベルは、児童労働や低賃金等の労働環境だけでなく、森林破壊や危険な農薬の使用を禁止するなど、社会的、環境的、経済的基準を満たした製品につけられる認証ラベルです。

資料：FAIRTRADE JAPAN(<https://www.fairtrade-jp.org/>)より作成

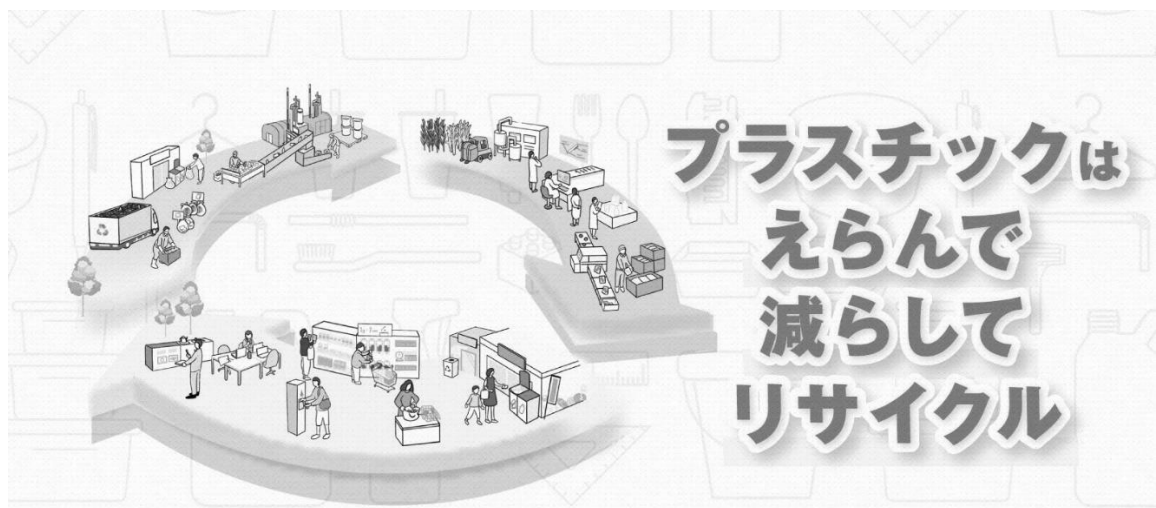


【コラム】 3R+Renewable

2019（令和元）年に政府は3R +Renewable を基本原則としたプラスチック資源循環を総合的に推進するための戦略、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。「Reduce(ごみを減らす)」「Reuse(繰り返し使う)」「Recycle(再生利用する)」の3Rに加え、「Renewable(再生可能な資源への切り替え)」にも取り組むことでプラスチック資源の循環を促進するとしています。

環境省によると日本の廃プラスチックのリサイクル率は27.8%で、世界のプラスチックリサイクル率14%を上回っていますが、一方で使い捨てプラスチックの一人あたりの廃棄量が世界で2番目に多くなっています。プラスチックはリサイクル率が低く、燃焼時のCO₂排出や海洋プラスチック等様々な問題の原因となっています。本戦略はプラスチックの使用削減や既存品の長期利用に加え、紙やバイオプラスチック等の再生可能資源に切り替えていくことで廃プラスチックによる課題の解決を図るものです。

2022（令和4）年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の促進が進められています。



資料：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ（環境省）(<https://plastic-circulation.env.go.jp/>)より作成

施策の方針1 ごみを削減する

一人ひとりが今まであたり前に行っていた行動を少し見直すことでごみを削減することができます。必要以上のものを購入しない、食べ残しをしない、一度だけ利用して廃棄されるワンウェイプラスチックの削減などをはじめとして、家庭及び事業所からのごみの削減・分別を推進します。

基本施策

- プラスチックごみの削減
- 食品ロス*の削減
- 有料ごみ袋制の検討

市の取組

- マイバッグやマイボトルの持参促進等に関連した周知を行い、プラスチック使用量を削減します。
- 小型家電やてんぷら油、紙パックなどの資源ごみの拠点回収を推進します。
- 食品を購入する際の「てまえどり」や飲食時の食べ切りなどについて啓発を行います。
- 食品販売店や飲食店における売り切りや仕入れ・生産量の見直し等の取組を普及・啓発します。
- バイオプラスチックについての情報を発信し、バイオプラスチック製品の利用を促進します。
- 食品ロス削減協力店登録制度等の事業者連携事業を検討します。
- フードドライブ*の実施を推進します。
- 商品を購入する際には、環境に配慮して製造された商品を選択・購入するよう啓発を行います。
- 事業者に対しては、環境に配慮した材料の調達や製造を行うよう啓発を行います。
- 廃棄物に関連する講座や学習活動の機会を提供します。

市民に期待される取組

- マイバッグやマイボトルの活用等によるプラスチック製品の購入や使用を削減します。
- 食品を購入する際には「てまえどり」を行います。
- 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロスを削減します。
- 生ごみとして出す前に、水分をよく切るようにします。
- 廃棄物に関連する講座や学習活動へ参加します。

事業者期待される取組

- マイボトルの活用や簡易包装の推進等により、プラスチック製品の購入や使用を削減します。
- リサイクル製品等のグリーン購入を積極的に実施します。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品を製造・販売します。
- リターナブル容器の利用や回収を促進し、使い捨て容器の使用を抑制します。
- 事業活動を通じて発生する食品ロスを削減します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値・達成状況 2028(R10)年度
家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）の 1人1日あたり平均排出量	434 g/人・日 (2022 (R4) 年度)	400 g/人・日 (2017 年度比 8%削減)
事業系ごみの1日あたり平均排出量	28.4 t/日 (2022 (R4) 年度)	達成済 ^注

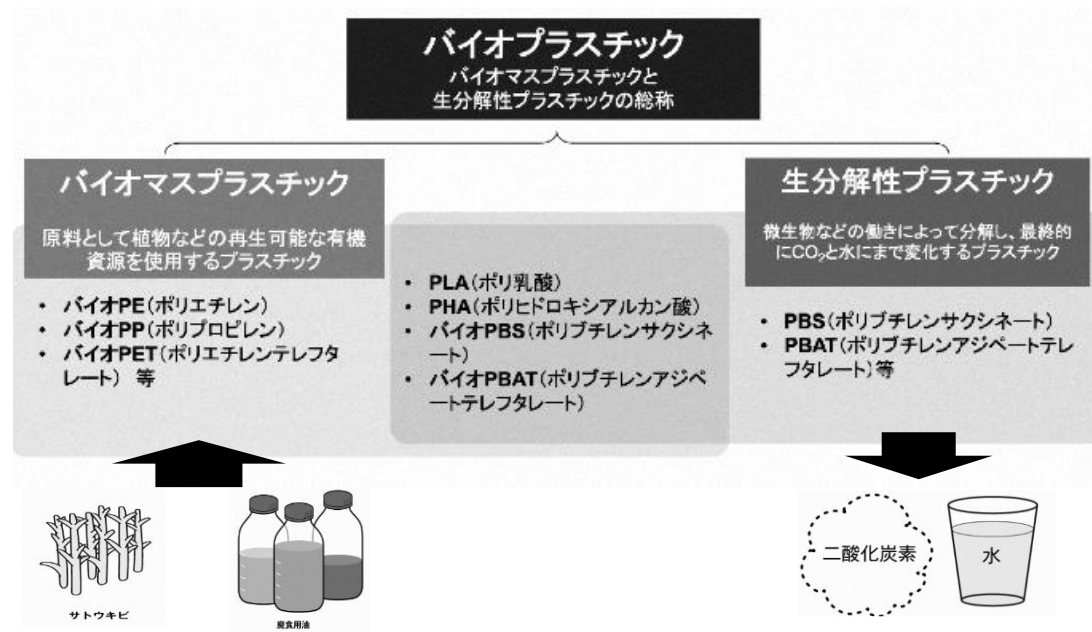
注) 事業系ごみの1日あたりの平均排出量の目標値は、「宇治市第3次ごみ処理基本計画」において、基準年度2017(平成29)年度(35.2 t/日)に対し、目標年度2028(令和10)年度に8%削減(33.7 t/日)と設定していますが、現況値の2022(令和4)年度は28.4 t/日とすでに目標に達しているため、目標値に捉われず、更なる削減を目指します。

【コラム】 バイオプラスチック

「バイオプラスチック」とは、植物などの再生可能な有機資源から作られる「バイオマスプラスチック」と微生物などの働きで最終的に水とCO₂まで分解する「生分解性プラスチック」の総称です。紙やセルロース等のプラスチック代替素材とともに、石油由来プラスチックに変わる素材として、導入が進められています。

バイオマスプラスチックは、従来のプラスチックの原料である石油等の化石資源に比べて、比較的短いサイクル(1~10年)で再生産することができる植物等の再生可能な資源を使用しています。生分解性プラスチックは、微生物によって分解されるため、マイクロプラスチックや海洋プラスチックとして蓄積されにくくなっています。また、バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの両方の性質を兼ね備えたバイオプラスチックも存在します。

原料、製法、化学構造や機能は様々であり、それぞれの特徴を正しく理解して目的や解決したい環境問題に応じて適切な用途で使用することが重要となります。



資料：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ（環境省）(<https://plastic-circulation.env.go.jp/shien/bio/bio>)より作成

【コラム】 エシカル(倫理的)消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをエシカル（倫理的）消費と言います。私たち一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみること、これが、エシカル消費の第一歩です。地域の活性化や雇用など、社会的な課題の解決や、課題解決に取り組む事業者を応援した消費のことを指します。エシカル消費は、SDGs の 17 のゴールのうち、ゴール 12「つくる責任つかう責任」に強く関連している取組です。

◆エシカル消費のイメージ

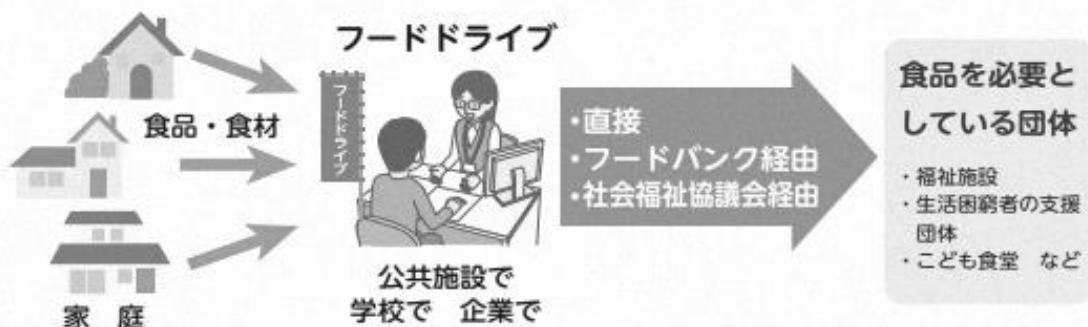


資料：エシカル消費特設サイト(消費者庁) (<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>) より作成

【コラム】 食品ロス削減への取組～フードドライブ～

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

フードドライブの実施は、食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消、分け合う心（福祉）の醸成を図る、地域の関係性作り、共助・公助の土台作り、といった本来的目的・効果をもたらすだけでなく、地方自治体自らがフードドライブを実施することで、地域住民の食品ロスへの関心を高められるほか、地域住民個人による家庭系食品ロス削減に向けた取組につながります。



資料：フードドライブ実施の手引き（環境省）(<https://www.env.go.jp/content/900518625.pdf>)より作成

施策の方針2 3R+Renewableを推進する

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、市が連携して、3R*+Renewable（Reduce<リデュース：発生抑制>、Reuse<リユース：再使用>、Recycle<リサイクル：再生利用>、Renewable<再生可能>）を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会*を構築します。

基本施策

- ごみの発生抑制
- リサイクルの推進
- 3R*+Renewableの普及・啓発の充実

市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●使わなくなったかばんやくつ、衣類等の海外でのリユースを推進します。 ●着なくなった中学校の制服等のリユースを推進します。 ●羽毛ふとんのリサイクルに取り組みます。 ●簡易包装の商品を求めるなど、簡易包装の定着を図ります。 ●使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選び、必要以上のものを貰わない「もったいない」の普及・啓発を行います。 ●ごみのリサイクルについて情報提供し、分別収集への協力についての啓発を行います。 ●不用品等の再使用を推進します。 ●3R+Renewableへの関心や適切な処理方法を普及するため、情報提供及び支援を行います。

市民に期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●再生品、再生利用可能な商品、詰め替え商品、繰り返し使用できる商品を選択します。 ●不用品交換情報やリサイクルショップ、フリーマーケット等を活用して再利用に努めます。 ●修理や修繕により、製品を長期間使用します。 ●ごみの分別を徹底するとともに、拠点回収や地域における資源物回収等への参加・協力を通じてリサイクルを進めます。

事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●組織内での資源削減に努めます。 ●修理や修繕により、製品を長期間使用します。 ●再生資源の素材・材料やリサイクル製品等を優先的に使用します。 ●修理修繕体制や自主回収システムを整備します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2028(R10)年度
リサイクル率（集団回収を含む）	20.8%	25%

施策の方針3 廃棄物を適正に処理する

資源の循環利用を進めていくためには、ごみの分別収集の徹底が必要です。ごみの分別の徹底、資源物回収やごみ処理体制の整備、収集ごみや回収された資源物の適正処理を推進します。また、ごみ出し困難な高齢者や障がい者世帯等を対象とした戸別収集を行うふれあい収集などを推進します。

基本施策

- ごみの分別の促進
- 事業系ごみの適正排出の推進

市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別方法や排出方法を、すべての市民に分かりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上を図ります。 ●雑紙（ざつがみ）の分別について普及・啓発を図ります。 ●ごみの不適正排出や不法投棄に対して、指導の徹底を図るとともに、自治会等と協力して啓発に取り組みます。 ●ごみの分別方法や収集日程等について、新たな情報提供の手法を検討します。 ●ごみの出し方について、多言語への対応に取り組みます。 ●ごみ出し困難な高齢者や障がい者世帯等への対応の充実に努めます。

市民に期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●再資源化された商品の購入や、必要なものを必要な量だけ購入します。 ●ルールに従ってごみを分別します。

事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの発生を抑制し、再生利用を促進することによりごみを減量するとともに、排出したごみは適正に処理します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2033(R15)年度
ごみを減量し、適切に分別する取組状況 (環境に関する市民アンケート)	91%	95%

基本目標 3

安全で安心な暮らしを守る生活環境の保全（生活環境）



❖ 現状と課題

宇治市では、市民生活の安全で安心な暮らしを守るため、大気や水質、騒音等の環境モニタリングを実施するとともに、発生源への指導・監督等により環境リスクの管理に取り組んでいます。

大気は気象状況に影響される光化学オキシダントを除くすべての環境基準を達成しており、水質、騒音等に関してもほぼ全ての項目で環境基準を達成しています。

また、環境美化を推進し、住みよい生活環境を維持するためには市民一人ひとりのさらなる意識の向上が不可欠です。宇治市では、環境美化ボランティアと協働して、美化啓発活動を進めるとともに、所有者への指導等により空き地、空き家の適正管理に努めています。

❖ 基本的な考え方

市民が健康で安全・安心に生活するためには、きれいな空気、きれいな水や土、静けさの感じられる環境などが大切です。そのため、大気や水質、騒音などの環境モニタリングの実施により現状を把握し、日常生活における環境への負荷を低減する取組が必要です。

宇治市では、「宇治市環境保全基本条例」を制定し、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現をめざし、市民、事業者、市がその力を結集して環境問題に対処し、「明るく健康なまち」を未来に継承することとしています。

また、「宇治市環境美化推進条例」及び「宇治市空き地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、環境美化の促進、宇治市の美観形成に資すること、市民の生活環境の保全等に寄与することとしています。

❖ 今後の方向性

市民が健康で安全かつ快適な生活を確保できるよう、大気や水質、騒音等の環境モニタリングを継続的に実施するとともに、発生源となる工場・事業所に対する指導等を継続します。

また、散在性ゴミを発生させないための市民意識を醸成するとともに、市民などと連携して美化活動を実施します。加えて、空き地・空き家など土地所有者に対して適正な管理を求めていきます。

施策の方針1 安らぎのある健全な生活環境を守る

市民が健康で安全・安心に生活するためには、大気・水・音・土壌等が良好な状態に保持されなければなりません。それらの保持のためには、環境汚染の未然防止と大気・水・音・土壌等の生活を取り巻く環境の監視を継続することで公害等を防止し、穏やかで健康的な生活環境を目指します。

基本施策

○大気や水質、騒音等の環境監視

市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●大気や水質、騒音等の環境モニタリングを実施します。 ●工場、事業場の指導、監視等を実施します。 ●公害苦情に対して適切に対応します。 ●公共下水道への接続を促進します。

市民に期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道への接続など生活排水の水質改善を図ります。 ●日常生活に伴う生活騒音を生じないように配慮し、近隣の静穏の保持に努めます。 ●ごみの野焼きは行いません。

事業者に期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●大気や水質、騒音等について適切に届出を行い、規制基準を遵守します。 ●施設、設備を適切に維持管理します。 ●騒音や悪臭など近隣に配慮した事業活動を行います。 ●ごみの野焼きは行いません。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2033(R15)年度
大気、水質、騒音・振動、土壌の環境基準達成状況	77.8% (2021(R3)年度)	100%
さわやかな空気に包まれた暮らしの保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	78%	87%
静けさのある暮らしの保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	71%	83%
美しく安全な川の保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	69%	82%

施策の方針2 美しいまちをつくる

宇治市が魅力あふれる美しいまちであり続けるため、市民、事業者が取り組む活動に支援を行うなど、まちの美化に努めるとともに、所有者等への指導などによる空き地・空き家の適正管理に努めます。

基本施策

- 環境美化活動の推進
- 空き地・空き家の適正管理

市の取組

- ボランティア団体などと協働して、環境美化啓発活動に取り組みます。
- 市民・事業者・市が主体的に取り組む環境美化活動を推進します。
- パトロールや啓発活動などにより、不法投棄を抑制します。
- 空き地・空き家などを適正に管理するよう指導します。
- 犬・猫などペットの適正飼育・飼育マナーの普及・啓発に取り組みます。

市民に期待される取組

- 環境美化活動などへ積極的に参加します。
- ごみのポイ捨て禁止を徹底します。
- 自宅周辺を清潔に保ちます。
- 草刈りなど所有する土地を適正に維持管理します。
- 犬・猫などペットを適正に飼養します。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄を未然に防止します。

事業者に期待される取組

- 環境美化活動などへ積極的に参加します。
- 事業所周辺を清潔に保ちます。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄を未然に防止します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2033(R15)年度
地域の美化活動に参加する取組状況 (環境に関する市民アンケート)	15%	40%

【コラム】環境美化啓発活動

宇治市は、歴史文化都市としての美化の推進と市民意識の高揚を目的として、宇治市環境美化推進条例制定後の平成 12 年 5 月に宇治市環境美化推進ボランティアの組織を結成しました。結成後はポイ捨て抑制や環境美化への啓発のため、ボランティアと一緒にグリーンジャケットを着用し、環境美化推進重点地域の清掃活動を実施しています。



基本目標 4

自然、文化、人が共生する豊かな都市環境の保全（環境共生）



❖ 現状と課題

宇治市は、東部に豊かな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓地に連なる平坦地となっており、琵琶湖から唯一流れ出る河川である宇治川が市中央部を南北に縦断しています。中山間地では山林の保全や環境に優しい農業が行われており、川の水辺には蛸などが生息しています。これらの自然環境は、私たちに安らぎや憩いといった心の豊かさを与えてくれており、巨椋池干拓地や宇治川は、府内有数の野鳥の飛来地として多様な生態系を育てています。



本ず覆下茶園（白川地区）

また、宇治川を中心とした景観は国の重要文化的景観に選定されるなど、都市化が進んだ市街地に隣接して歴史的景観が残されており、これらの景観を保全、創造していくことが必要不可欠となっています。

さらに、農地や森林の保全などを目指し、地域特性を活かした農業振興、森林環境の整備など、農地や森林が持つ多面的な機能を持続的に発揮させる必要があります。

❖ 基本的な考え方

宇治にある多様な自然の保全と、これまで培われてきた宇治の歴史と文化を引き継ぎ、未来に継承します。

また、宇治市では、「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」を定め、宇治のまちづくりにおいては、恵まれた環境を生かし、それとの調和を図るものであることが求められるとしており、市民、事業者、市が協働して、良好な居住環境の整備と景観の形成を図るものとしています。

❖ 今後の方向性

多様な自然について地域の特性に合わせた保全を行うとともに、生育・生息環境間をつなぐ生態系ネットワークの形成・保全を目指し、自然環境の保全や生物多様性*に対する理解の促進を図ります。

また、恵まれた歴史・文化や文化財などの重要性への理解を深め、地域の特性に応じた良好な景観の保全・形成を進めます。

加えて、国内外の人々が宇治茶に魅了され、伝統的な茶製法を継承し、高品質茶の生産と環境にやさしい茶づくりが実現しているまちを目指します。

施策の方針1 豊かな自然環境を守る

田園、山地、河川といった多様な自然について地域の特性に合わせた保全を行うとともに、生育・生息環境間をつなぐ生態系ネットワークの形成・保全を目指します。

また、市内の身近な自然に関する情報を環境学習や環境保全活動などに活用するとともに、自然環境の保全や生物多様性*に対する理解の促進を図ります。

基本施策

- 生物多様性の保全
- 自然環境の保全
- 豊かな自然の保全・利活用

市の取組

- 生物多様性の重要性の普及・啓発などを行います。
- 生態系について学べる体験や学習ができる機会を提供します。
- 国・府と連携し、生物多様性に関する情報を提供します。
- 特定外来生物*について正しい理解を深めてもらい、侵入や拡散を防止します。
- 宇治茶の伝統を守り伝えるため、茶園面積の減少抑制と優良茶園の保全に取り組みます。

市民に期待される取組

- 身近な動植物に関心を持ち、体験学習などを通じ、生態系について学びます。
- 自然環境保全活動に参加します。
- 特定外来生物による影響などについて正しく理解します。

事業者期待される取組

- 開発を実施する際は、周辺環境を考慮し生態系の保全に配慮します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2033(R15)年度
豊かな自然、生物多様性の保全に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	72%	85%
豊かな自然とふれあう場をつくるに対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	65%	83%

【コラム】 特定外来生物

「特定外来生物」とは海外を起源とする外来生物で、日本の生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官等も含まれます。

このような特定外来生物による影響を防ぎ、生物多様性を守るためのルールが「外来生物法」にまとめられています。

私たちの身近なところでは、アライグマやカミツキガメ、ヌートリア、ウシガエルなど、植物ではオオキンケイギクやボタンウキクサ（ウォーターレタス）、オオフサモ等も「特定外来生物」です。

ここ数年では、外国船のコンテナからヒアリが見つかったり、セアカゴケグモが各地で繁殖していたり、クビアカツヤカミキリによる桜への被害が問題になっています。また、2023年（令和5年）6月から子どもにも人気のあるミドリガメ（アカミガメ）やアメリカザリガニが条件付きで特定外来生物に追加されました。

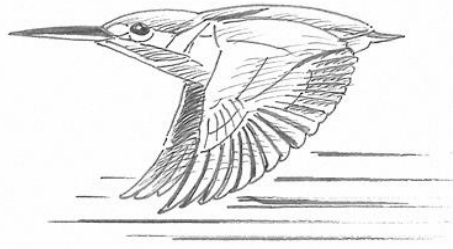
<オオキンケイギク>

道端や線路際、高速道路ののり面等に生える多年草で、初夏から夏に黄色のコスモスのような花を咲かせます。1880年に緑化植物として導入され、急速に全国に広まりました。非常に強健な性質で育て易く、花もかわいらしいためにご家庭でも好まれましたが、家庭以外に逸脱し、繁殖力が強いいため、いたるところで増え始め、やがて在来植物の生育地を占領するなど、生態系への影響が懸念されるようになり、2006年に特定外来生物に指定されました。

出典：（環境省 外来種写真集）（<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>）



【コラム】宇治市の野鳥



「炭鉱のカナリア」という言葉があります。炭鉱夫が坑道に入る時に鳥かごに入れたカナリアを連れて坑道に入ったことから、酸欠や有毒ガス等の危険を察知することです。とりわけ鳥類は、環境変化に敏感であることを物語っています。

宇治市は、カワセミを市の鳥として定めています。カワセミは背中が明るいブルーに輝き「空飛ぶ宝石」とも言われています。カワセミの語源には、川沿いにいる背（セ）の美しい（美・ミ）鳥というものもあります。太閤堤跡の宇治川沿い、水管橋あたり、黄檗の陸上自衛隊関西補給処付近の川辺、木幡池などで見られました。近年は、護岸の整備などにより、営巣が難しくなってきた、カワセミを見かけることは少なくなっています。

カナリアと同様に、環境の変化を教えてくれているのでしょうか。

施策の方針2 自然と文化が調和した都市環境をつくる

恵まれた歴史・文化や文化財などの重要性への理解を深め、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観や歴史的な資産を守り育てるまちづくりを推進するなど、地域の特性に応じた良好な景観の保全・形成を進めます。

環境に関する市民アンケートでは、「宇治の歴史・文化の保護と継承」に関する満足度について 79%が「満足」または「やや満足」と回答しており（P18 図 2-15）、今後も引き続き、宇治の歴史・文化遺産の保護・継承と地域の景観保全に努めます。

基本施策

- 歴史・文化や景観を守り育てるまちづくりの推進
- 屋外広告物の規制
- みどりの保全と緑化の推進

市の取組

- 重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、保存・活用に取り組みます。
- 「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って、歴史・文化・伝統と調和したまちづくりを推進します。
- 「宇治市景観計画」に基づき、市民・事業者・市の協働による良好な都市景観を保全・形成するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、景観重要建造物の指定の推進や良好な景観形成活動を支援します。
- 誰もが暮らしやすい都市づくりのため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。
- 植物公園の魅力増進と公園を活用した緑化の普及・啓発に取り組みます。
- 緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援に取り組みます。
- 地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行い、計画的かつ効果的な管理に取り組みます。
- 「宇治市名木百選」の保全を支援します。
- 無秩序な開発事業を防止し、良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るため、事業者に対し、適正に指導します。
- 市民が環境等に関するまちづくりへの参画ができる機会を提供します。

市民に期待される取組

- 宇治の歴史・文化について関心を持ち、理解するよう努めます。
- みどりを大切に、地域や自宅の緑化に取り組みます。
- まちづくりに関するワークショップなどに参加します。

事業者期待される取組

- 広告の設置等をする際には、地域の景観を損なわないように努めます。
- みどりを大切に、地域や事業所の緑化に取り組みます。

- 農地や森林を適切に管理し、利用します。
- 自らがまちづくりの担い手であることを認識し、良好な居住環境の整備及び景観の形成に取り組みます。
- 行政のまちづくりに関する施策に協力します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2033(R15)年度
宇治の歴史・文化の保護と継承に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	79%	87%
身近なみどりがうるおう快適なまちの整備 に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	52%	75%

【コラム】「宇治の文化的景観」

「宇治の文化的景観」は、宇治川に代表される自然景観を骨格としながら、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される茶業に関する独特の文化的景観です。

宇治は、古くから渡河点として、また奈良と京都を結ぶ街道の結節点として重要な機能を果たしてきました。特に宇治川左岸に発展した市街地は、格子状を基本とする構成と平等院の旧園路に沿って展開する密集した居住形態を特徴としています。発掘調査等によって確認される当時の地割は、平安時代に藤原氏が別業を配置するために行った古代末の計画性と街区の様相を留め、これらが現在の街路配置等に影響を与えることによって、宇治における歴史的な中心市街地の景観に反映されています。

また、宇治は安土・桃山時代から近世を通じた茶文化の発展において特に中心的な役割を果たしました。近世には、茶師屋敷や茶園など、宇治茶に関連する様々な要素が建造され、明治期には茶師の系譜を引く茶商をはじめ、卸や小売の店舗とともに手工業的な製茶工場が建ち並びました。これらの建物のうち数棟は、現在も宇治市内に残っています。



宇治橋と宇治川



宇治橋通商店街の街並み

施策の方針3 森林資源の有効活用を図る

森林は、木材の生産機能だけでなく市に暮らす人々だけでなく多くの人々に、水源かん養機能*や災害の防止、地球温暖化*の防止等の様々な恩恵をもたらしています。森林がもたらす恩恵を継続して享受していくためには、間伐や伐採後に植林等を実施し、適切な森林整備を継続的に行う必要があります。宇治市の半分以上の面積を占める森林を有効に活用していくため、適正な保全、整備に努め、将来にわたって公益的機能を維持していくことが必要です。

基本施策

- 森林の保全・整備と活用
- 府内産木材の利用促進

市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●森林が有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林を適正に整備・保全します。 ●天ヶ瀬森林公園の遊歩道等の維持管理を適切に行い、市民が森林にふれることができる場を提供します。 ●森林ボランティアなどを育成し、支援します。 ●林道を適切に維持管理します。 ●公共施設における府内産木材の利用を積極的に進めます。 ●脱炭素社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）を踏まえた建築物等への一層の木材利用を促進します。

市民に期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●天ヶ瀬森林公園など、森林に親しみ、ふれあえる場所を利用します。 ●都市（まち）の木造化推進法を踏まえた木材を利用します。

事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> ●森林を適切に管理・利用します。 ●都市（まち）の木造化推進法を踏まえた木材を利用します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2033(R15)年度
身近なみどりがうるおう快適なまちの整備に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	52%	75%

【コラム】木材の地産地消で炭素固定～木材利用による脱炭素～

森林を構成する個々の樹木等は、光合成によって大気中の二酸化炭素の吸収・固定を行っています。森林から生産される木材をエネルギーとして燃やすと二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長の過程で再び樹木に吸収されることになります。木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルな特性を有しています。このため、化石燃料の代わりに木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制が可能となり、地球温暖化防止に貢献します。また、国土の保全や水源のかん養などの様々な機能を持っています。森林がこれらの機能を十分に発揮するには、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなどの適切な森林の整備が不可欠です。これらの森林整備などにより、年間約 2,000 万 m³（推計値）発生している未利用間伐材等が燃料等として価値を持つことが出来れば、林業経営にも寄与し、森林整備の推進にも繋がるのが期待されます。

2021（令和3）年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正が行われ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（都市（まち）の木造化推進法）が施行され、公共建築物だけでなく、建築物一般で木材利用促進が行われています。

◆木材利用サイクルのイメージ



資料：令和元年度森林・林業白書（林野庁）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r1hakusyo_h/all/tokusyu1_2.html）

なぜ木質バイオマスを使うのか（林野庁）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_2.html）より作成

【コラム】最新の木材利用建築物

都市（まち）の木造化推進法のもと、日々住宅への木材利用技術は進化しています。耐火性や耐震性、機能性を兼ね備えた木造建築物に注目が集まっています。

◆鉄筋と木材を組み合わせた建築物(茨城県水戸市)



◆地域木材率 97%の公共建築物(岡山県英田群西粟倉村)

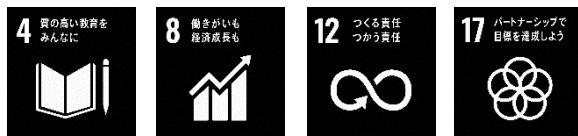


◆一時間準耐火構造による木造 3 階建て学校(神奈川県足柄上郡松田町)



資料：令和 4 年 10 月発行 中大規模木造公共建築物事例集（林野庁）(<https://mokuzouportal.jp/cgi-data/doc/doc/10002178-3-1667548672.pdf>)より作成

2 施策推進に際しての横断的視点



❖ 現状と課題

高度化・複雑化した環境課題を解決し、未来に向けて持続可能な社会を築くには、基本目標に関わらず、横断的に取り組みを進めなければなりません。

市民アンケートでは、子どもたちの環境意識の育成や環境について学ぶ機会に関する設問に、重要とした回答が48%であるのに対し、満足とした回答は7%にとどまっており（P18 図 2-15,16）、今後、学校や地域活動を通して、環境について学ぶ機会の充実を図り、環境保全に関する意識を高める必要があります。

また、宇治市では、市民・事業者・市の連携により、環境イベント、講座、環境美化活動などを実施してきましたが、新型コロナウイルスの影響による中止が続き、コロナ前の状況に回復しているとは言えない状況です。その他、環境に関する理解や意識の向上、ともに行動する人材の確保、様々な主体が協働する機会、協働するための体制づくり、適切な情報提供などが課題となっています。

❖ 基本的な考え方

本計画において、「気候変動*」「資源循環」「生活環境」「環境共生」の4つを基本目標に定めていますが、いずれの分野においても、市民や企業、関係団体、NPO、大学等と市が主体的に連携・協働することが重要となります。SDGs*の、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、あらゆる主体が参加するパートナーシップを目指します。また、持続可能なまちを築くためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育をさらに充実するとともに、AI*やIoT*などのスキルアップと活用を促進する必要があります。

❖ 今後の方向性

SDGsの17のゴールと169のターゲットは相互に関連しており、複数の課題の統合的な解決を図り、一つの行動が様々な副次的効果をもたらすマルチベネフィット*を目指しています。本計画の推進にあたっては、AIやIoT*などの新たな技術を活用するとともに、グリーンリカバリー*やESG投資などの拡大を図ることにより、環境・社会・経済の統合的な向上だけでなく、地域の活性化、産業振興などを目指します。

このため、あらゆる世代への環境教育の推進、問題解決を担う将来世代の人材育成と新たな担い手の確保、様々な主体同士のパートナーシップの推進を図ります。

また、横断的な視点のもと、最新の知見に基づく情報を的確に収集するとともに、新たな技術や考え方などを広く情報発信し活用していきます。

施策の方針1 多様な主体との連携、環境教育の充実を図る

SDGs*では、「誰一人取り残さない」という理念のもと、あらゆる主体が参画するパートナーシップの推進が掲げられています。本計画においても、主体的に行動できる人材の育成を図るとともに、市民、事業者、団体、市など様々な主体によるパートナーシップの活性化を図ります。また、環境問題について考え、自ら行動する人材の育成を図るため、就学前施設や学校、地域において環境教育に取り組むなど、あらゆる世代の市民や事業者等が学ぶ機会を提供します。

基本施策

- あらゆる主体と連携した活動
- 次世代を担う子ども達への環境教育の充実
- すべての世代への環境学習の推進

市の取組

- 市民・事業者・環境団体との協働による啓発や活動を行います。
- 市民・事業者・環境団体の活動内容を情報発信し見える化を図ります。
- 市民・事業者・環境団体の先進的な取組事例について情報発信します。
- 国・府・近隣市町村と環境に関する情報を共有し施策に活かします。
- 小中学校の「宇治学」などの時間を活用し、環境学習を推進します。
- 就学前施設や小学校等において子ども環境学習会を実施します。
- 自治会やPTAなどの主催事業等において出前講座を実施します。
- 環境に関連した施設の見学会や体験会を実施します。
- 事業者向け研修を実施します。
- 職員研修を実施します。

市民に期待される取組

- 事業者・環境団体・市との協働による啓発や活動を行います。
- 市民同士による環境活動の輪を広げます。
- 地域で主体的な環境学習会やイベントを実施します。
- 環境に関する協働活動に参加します。
- 地域での環境学習や環境教育に参加し協力します。
- 家庭で環境問題について話し合います。
- 環境イベントや講座などに積極的に参加します。
- 自然観察会や体験会に参加し自然と触れ合う機会をつくります。
- 地域の環境美化活動に参加します。

事業者に期待される取組

- 市民・環境団体・市との協働による啓発や活動を行います。
- 事業者同士の連携による環境活動の輪を広げます。
- 事業活動を通じた環境活動を実施します。
- 事業内容に応じた環境講座や見学会を実施します。
- 従業員に対する環境教育を行います。
- 事業所内に環境に関する担当者を設け、事業内容に応じた知識を深めます。
- 市民を対象とした出前講座や見学・体験の受け入れを行います。
- 環境イベントへの出展や講師の派遣などに協力します。
- 地域の環境美化活動等に参加し協力します。

取組指標

指標項目	現況値 2023(R5)年度	目標値 2033(R15)年度
子どもたちの環境意識の育成に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	51%	70%
環境パートナーシップへの参加と支援に対する満足度 (環境に関する市民アンケート)	50%	70%

【コラム】小中学校での環境学習

小中学校では、各校で環境教育年間指導計画を作成し、各教科・宇治学等の学習と関連させ、環境学習を進めています。

例えば、小学校4年生では、社会科「住みよいくらしをつくる」の学習で、ごみ問題について学習することにより、ごみの処理の仕方や生活の見直しの大切さに気づき、環境を守るため自分たちのできることを考えることにつなげています。

ごみ処理については、市のまち美化推進課のパッカー車の出前授業の活用・実施や清掃工場やリサイクルプラザなどへの見学に行くなどにより学びを深めています。

また、中学校では、各教科の学習内容に関連させた身近な環境問題に関心を持ち、環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的かつ積極的に行動する実践的態度を育成しています。

各学年に応じて講師を招いて講演を聴いたり、学校によっては大学や気象協会等の協力のもと出前授業や実証実験に取り組んだりして学びを深めています。



日本気象協会によるゲリラ豪雨教育出前授業
「目指せ！ゲリラ豪雨マスター」の風景（黄檗中学校）

施策の方針2 時代の潮流を捉えた施策を推進する

国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs*）は、世界共通の目標であり、本計画においてもSDGsのゴールを目指して取組を推進する必要があります。

人口減少・少子高齢化社会を迎える中、急速な社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、新たな科学的知見やDX*、AI、IoTなどの新たな技術を柔軟に取り入れていく必要があります。新たな技術を活用することにより、エネルギー利用や物流の効率化、最適な交通手段の選択、コストの低減などが期待されています。家庭では家中の家電がインターネットでつながることが標準になるとも言われており、IoTによる電力のピークカットなどが可能となります。

宇治市においても、新たな技術等を活用した課題解決を図り、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

基本施策

- SDGsの視点からの施策の推進
- デジタル技術を活用した施策の推進
- 新たな技術を活用した取組についての情報提供

市の取組

- あらゆる事業の推進にあたってはSDGsの観点から取り組みます。
- 環境と経済・社会課題の同時促進を目指した取組を推進します。
- デジタル化を推進し、新しい生活様式に対応します。
- AI・IoT等の新たな技術を活用し、課題解決に取り組みます。
- HPや広報誌等を通じて新たな技術の活用事例を周知します。

市民に期待される取組

- SDGsを理解し、日々の生活にSDGsの考え方を取り入れます。
- デジタル化に取り組み、新しい生活様式に対応します。
- 新たな技術に関する情報を取り入れ、活用します。

事業者期待される取組

- 企業経営にSDGsの考え方を取り入れます。
- 環境・社会・経済に貢献する事業活動を推進します。
- デジタル化を推進し、新しい生活様式に対応します。
- AI・IoT等の新たな技術を活用し、課題解決に取り組みます。

第5章 計画の推進

1 推進体制

計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・市などの各主体が自らの役割を理解し、互いに協働して取り組む必要があります。広範囲な対応が求められる環境問題については、国・府、他の自治体と連携し、解決を図ります（P62 図 5-1）。

(1) パートナーシップ体制

SDGs*の17のゴールのひとつに、パートナーシップが定められています。宇治市においても、市民、事業者、団体等と行政とのパートナーシップ体制を構築し、ともに計画を推進します。

○宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（eco ット宇治）

市民・事業者・関連団体・市が協働し、本計画に基づく具体的な取組の企画、提案、情報発信や啓発活動などを行い、地球温暖化対策の取組を推進します。

また、計画の点検・見直しを行い、活動へのフィードバックを図り、必要に応じて市に提言します。

(2) 宇治市環境保全審議会

学識経験者、市民代表、市議会議員、関係団体等により構成され、環境の現状や環境施策の進捗状況などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。また、必要に応じて市に提言します。

(3) 庁内体制

庁内では、環境部局のみならず全ての部署が計画推進に取り組む必要があります。また、庁内の関連計画と整合を図り、部局間で課題を共有することが重要です。そのため、市長を本部長とする環境管理推進本部のもと、環境管理部会、環境保全連絡調整会議及び脱炭素推進プロジェクトチームを組織し、計画に基づく施策や取組を横断的に推進します。

また、計画を効果的に推進し、柔軟に対応していくためには、国や府の動向や最新の知見に基づく情報を庁内で共有する必要があります。そのため、外部講師による幹部職員研修及び一般職員研修を毎年実施します。

① 環境管理推進本部

市長、副市長、教育長、部長級職員及び環境管理事務局長で構成され、計画に係る推進状況やマネジメントレビュー等に関する事について審議し、決定します。

② 環境管理部会

各課等の所属長で構成され、主に各所属の取組の質的量的向上に繋がる事項について情報共有し、計画を横断的に推進します。

③環境保全連絡調整会議

関係各課等で構成され、計画推進にあたり庁内の関係部局の調整を行うとともに、進捗状況の把握・進行管理を行います。また、宇治市環境保全審議会の提言を受け、取組内容の見直し等を行います。

④脱炭素推進プロジェクトチーム

関係各課等で構成され、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、庁内の各部局での取り組みの連絡調整や進行管理を行うとともに、目標達成に向けた取組を総合的かつ計画的に実施します。

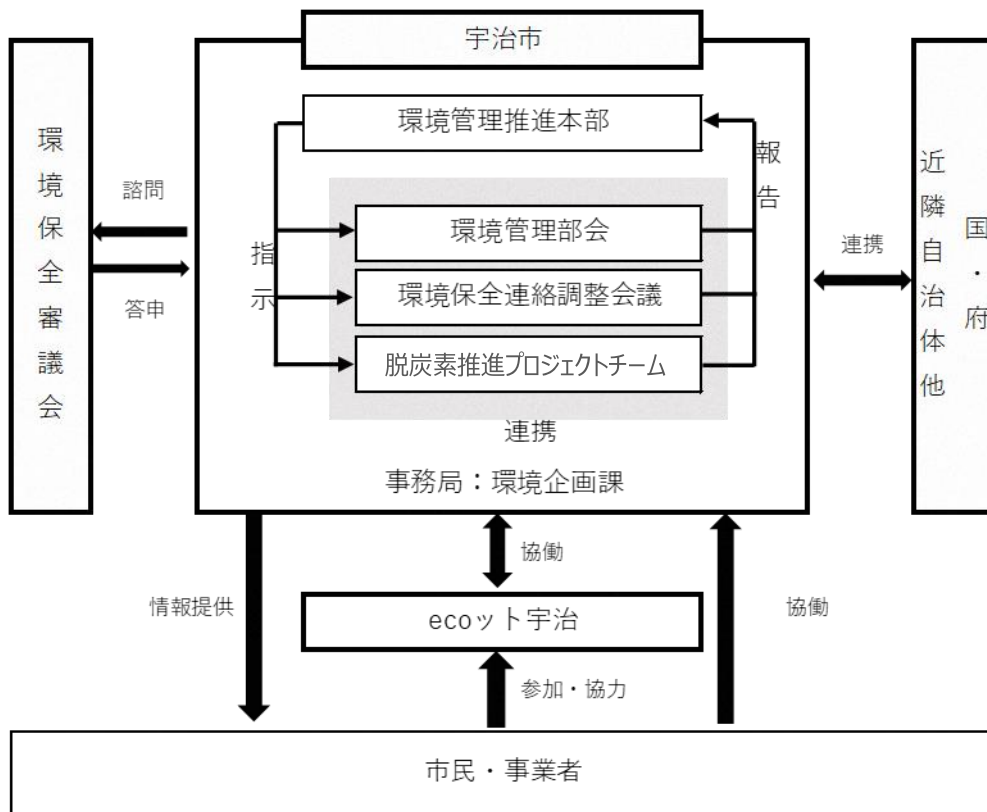


図 5-1 【推進体制】

(4)市民

環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、本計画における具体的な取組を実践するとともに、事業者や市との協働を進めます。

(5)事業者

環境に配慮した事業活動を心がけ、本計画における具体的な取組を実践するとともに、市民や市との協働を進めます。

2 進捗管理

本計画に掲げた施策や取組は、市独自の環境マネジメントシステム*である宇治市環境アクション（UA）を運用し、PDCA サイクルにより進捗管理及び評価を行い公表します（図 5-2）。

また、計画を着実に推進するため、外部委員で組織された宇治市環境保全審議会において、進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じて市に提言します。

さらに、ecoット宇治においても、計画の点検・見直しを行うとともに活動へのフィードバックを図り、必要に応じて市に提言します。

① 毎年度の進捗管理(短期的な PDCA サイクル)

環境管理事務局は、市内の環境に関するデータや情報を収集するとともに、毎年度終了後、各所属の取組結果についてとりまとめを行い、環境管理部会、環境保全連絡調整会議、脱炭素プロジェクトチームに報告します。報告された取組結果に基づき、それぞれが取組の進捗状況を点検・評価し、適切な見直しを行います。また、その際、新たな科学的知見、技術革新、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて速やかに施策の改善を図り柔軟に対応します。環境管理推進本部はこれらの点検評価及び改善等について審議し、見直し内容の検証を行った上マネジメントレビューを決定します。

また、宇治市環境保全審議会は専門的な立場から審議し、必要に応じて市に提言します。

これらの点検・評価結果については、市ホームページや広報誌などを通じて公表します。

② 計画期間全体の進捗管理(長期的な PDCA サイクル)

毎年度の進捗管理とは別に、計画期間全体にわたる施策や取組についての評価・見直しを PDCA サイクルにより行います。このため、各基本目標に指標を設け、進捗状況の見える化を図ります。継続的な改善を図るため、WEB を活用したアンケート調査を概ね 2 年毎に実施します。また、短期的な PDCA サイクルにおける結果を踏まえ、計画全体についての見直し及び改定を行います。

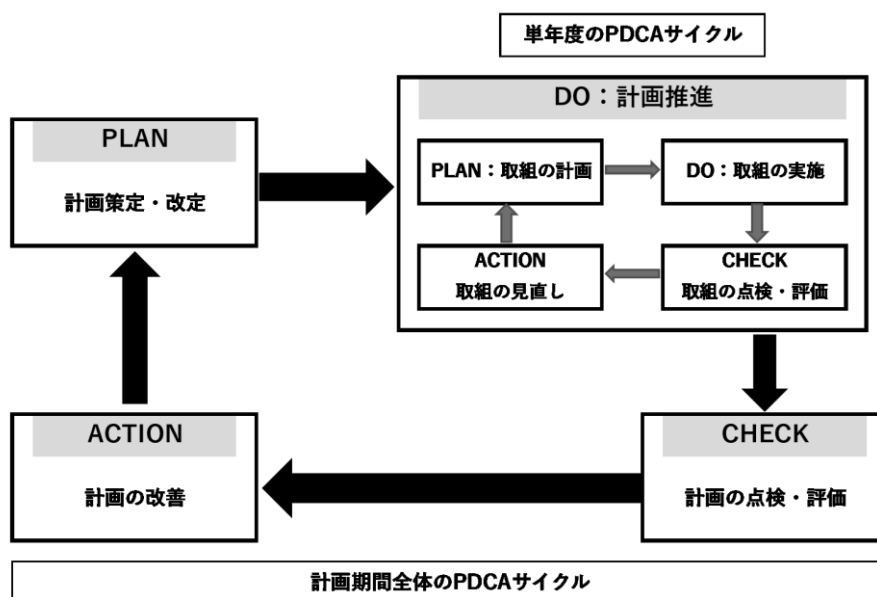


図 5-2 【進捗管理】